

第4 1回宮崎県消防操法大会
小型ポンプ積載車操法実施要領
小型ポンプ積載車操法審査要領

宮 崎 県
(公財) 宮崎県消防協会

目 次

1	小型ポンプ積載車操法実施要領	1
2	操法審査要綱	22
3	操法審査要領	24
	小型ポンプ積載車操法審査表	27
4	第4 1回宮崎県消防操法大会統一事項	39

5 補足

小型ポンプ積載車操法実施要領の構成

小型ポンプ積載車操法要領は、公益財団法人日本消防協会が発行している「操法実施要領」「操法審査要領」（以下教本）に基づき作成された宮崎県独自の操法要領である。

小型ポンプ積載車操法実施要領

小型ポンプ積載車操法は、「消防操法の基準」（昭和47年5月11日消防庁告示第2号）並びに「消防訓練礼式の基準」（昭和40年7月31日消防庁告示第1号）によるほか次の要領により行う。

1 消防操法の種別

(1) 小型ポンプ積載車（以下「積載車」という。）操法

- ア 手びろめによる二重巻ホース1線延長（ホース3本）とする。
- イ とび口操作及び水出しを付加する。
- ウ 収納は省略する。
- エ 注水方向変換は省略する。

2 水利の種類・位置

水利は、防火水そうとし、ポンプ左側後方とする。

3 操法開始要領

- (1) 小型ポンプ積載車は、車両を操法の位置に停車させ、必要な準備を行い、係員の「出場準備」の合図により待機指揮位置及び待機位置に「整列休め」の姿勢で待機する。
- (2) 審査班長又は審査副班長の「操法開始」の合図により操法を開始する。

4 報告要領

(1) 操法開始時の場合

指揮者は、待機指揮位置で点呼をとったのち、報告受領者に対し、「〇市町村消防団、第〇分団、第〇部、ただいまから小型ポンプ積載車操法を開始します。」と報告する。

(2) 操法終了の場合

指揮者は、各隊員から点検報告を受領したのち、報告受領者に対し、「○市町村消防団、第○分団、第○部、小型ポンプ積載車操法を終了しました。」と報告する。

※報告受領者は、(公財)宮崎県消防協会会長が指名する者とする。

5 火点の標識

有効放水測定装置付標的(別図)とする。

6 退場要領

指揮者は、「わかれ」の号令後、すみやかに「撤収」と指示をする。(各隊員はすばやく車両等の撤収を行う。)

7 審査班長・審査副班長の操法進行の合図

(1) 操法開始合図

待機指揮位置にいる指揮者に、審査班長または審査副班長が口頭により直接開始の意思確認を行い、準備がよければ『白旗を正面水平から真上』に振り「操法開始!」と合図する。

(2) 放水中止合図

2番員が、定位についた後『約10秒後』に審査副班長または火点側総合審査員『赤旗を正面水平から真下』に振り「放水中止!」と合図する。

(3) 排水止め合図

ノズルを上向きで開いた時点から『約10秒後』に、審査副班長または火点側総合審査員が1番員のおおむね前方にいたり『赤旗を正面斜め前方』に振り「排水止め!」と合図する。

(4) 収納合図

「排水止め!」より、『約10秒後』に審査副班長または火点側総合審査員が『赤旗を水平横から真下』に振り「収納!」と合図する。

8 操法実施上の基本的事項

(1) 全般的事項

ア 操法は、安全を確保するとともに迅速確実に行うこと。

イ 送水圧力は0.4MPa(4kg/cm²)以下とすること。

ウ 指揮者及び隊員の動作は、原則としてかけ足とし、動作及び操作の区切りは、節度正しく行うこと。

ただし、両手に物を持っているときは動作の流れに沿って良い。

エ 隊員は、使用機械器具に精通するとともに、これの愛護に心掛け、操法実施前後には、任務分担に基づき機械器具の点検を行うこと。

オ 吸管補助員を1名つけること。

吸管補助員は $\textcircled{\text{補}}$ のゼッケンを付け、防火水そうに投入された吸管を確保すること。

(2) 指揮者について

ア 指揮位置は、常に指揮に便利で、かつ、各隊員を掌握出来る位置であること。

イ 各隊員の動作及び操作を十分に監視し、必要により指示命令を与えること。

ウ 号令は、明りょうで、指示・命令は、簡明適切であること。

(3) 指揮者および隊員について

ア 操作の姿勢については、次により行うこと。

(ア) 低い姿勢で操作を行うときは、折りひざまたはこれに準じた姿勢をとること。

(イ) 立った姿勢で操作を行うときは、足を1歩開くかまたは踏み出した姿勢をとること。

イ 他の隊員の任務に属する操作を行ってはならない。

ウ 延長ホース（第1ホース、第2ホース）に、送水に著しい障害を及ぼすようなよじれ（例図参照）がある場合は、「放水始め」の伝達を行う前に修正しなければならない。

(例図)



エ 事故防止を図るため、必要なときは臨時の処置を行うこと。

(4) 操作要領

ア 筒先を背負う要領

右手でノズル付近（回転部分以外）を、左手は背負いひもの中央を持ち、右手を頭上に左手を右腋下にして頭及び左腕を背負いひもにくぐらせ、ノズルが右肩に元金具が左腰の近くにくるようにする。

イ 筒先をおろす要領

左手で筒先の取手近くのプレイパイプを握り、元金具を腹部から頭上へ移動し、背負いひもを右手で持って頭をくぐらせ、右手はノズル付近（回転部分以外）を持ち、左手はプレイパイプの中央部に持ち替える（収納時は除く）。

ウ 筒先の結合と離脱要領

(ア) 筒先の結合

ホースのおす金具がやや上を向くように左足先でホース金具部付近をおさえ、おす金具に筒先をあわせ、筒先をまわし、又はおしつけて結合し、これを確認する。

(イ) 筒先の離脱

筒先を離脱するには、右手でノズルをもち、右足ぎわに筒先をたて、右足でホースをまたぎ、左足先でホース金具部付近をおさえ、筒先をまわし、又は離脱環を引く。

エ ホースの搬送要領

右手でめす金具部を、左手でめす金具の反対側を保持し、めす金具が上部斜め前方になるよう左肩上に乗せ、左手でめす金具部を保持する。

オ ホースの展張要領

右足先でめす金具近くを押さえ、右手でおす金具を確実に保持し、左手はホースに添えて展張方向を定め、前方へ転がして展張する。

カ ホースの結合

ホースを結合するには、ホース金具部のおす金具がやや上を向くように右足先でホース金具部付近をおさえた後、ホース金具部のめす金具を両手をもってホースのおす金具にあわせ、結合環をまわし、又はめす金具をおしつけて結合した後、ハカマ部分を両手で引いて結合を確認する。

キ 基本注水姿勢

右手は取手、左手はプレイパイプ上部を握り、握った右手を右腰にあてるようにし、標的のおおむね1～3メートル程度上方（標的注水中は除く。）に向けて放水するものとし、体形は左足を1歩前、ひざをやや曲げると同時に体重を前

方に置き、右足は放水の反動力をおさえるため、まっすぐ伸ばし前傾姿勢をとる。

ク とび口の構え方

左手はとび口柄の中央部、右手で柄の後端おおむね 10 センチメートルをのこした位置を握り、握った右手を右腰部にあて、左腕を水平に伸ばす。

また、左ひざはやや曲げると同時に体重を前方におき、右足は真っすぐ伸ばした前傾姿勢をとる。

ケ 小型ポンプ積載車乗車後の操作要領

乗車後、3番員はエンジンを始動させたのち必要な当該操作を行うこと。（「操作始め」の合図後に行う操作を除く。）指揮者は各隊員の乗車状況を確認すること。

コ 伝達経路

火点側とポンプ側との間の隊員の移動経路（伝達経路等）は、おおむねホースにそって最短距離を進むこととする。

サ 身体、服装の点検要領

一斉動作などによって美化させることを意識することなく、身体各部、服装の異常の有無を各自が適切な方法によって確認すること。

(5) その他

ア 操法実施要領中「……にいたり」とは、基本の姿勢から足を1歩開くか又は踏み出した姿勢をいい、また、「……停止し」とは、基本の姿勢を意味するものであること。

イ ホース延長に際し、搬送に便利な位置に、又は展張に便利な位置にホースを搬送する場合は、ホースを両手でかかえてもよいものとする。また、積載ホースを使用する順番については特に定めない。

ウ 放水中止に伴って、エンジン回転が上昇した場合は、適宜スロットル・バルブを操作して調整すること。

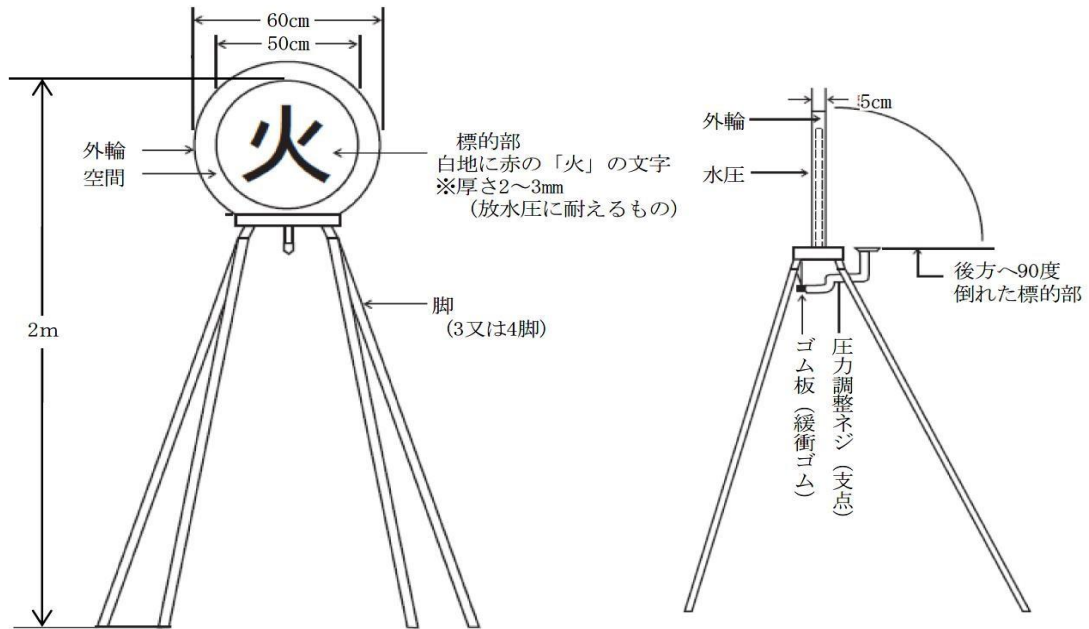
エ 伝令停止線、及び放水停止線は標示する。

オ 破壊地点とは、1番員の2メートル左側に並行する地点とする。（延長体系図の位置とする）

(別図) 有効放水測定装置付標的

前面

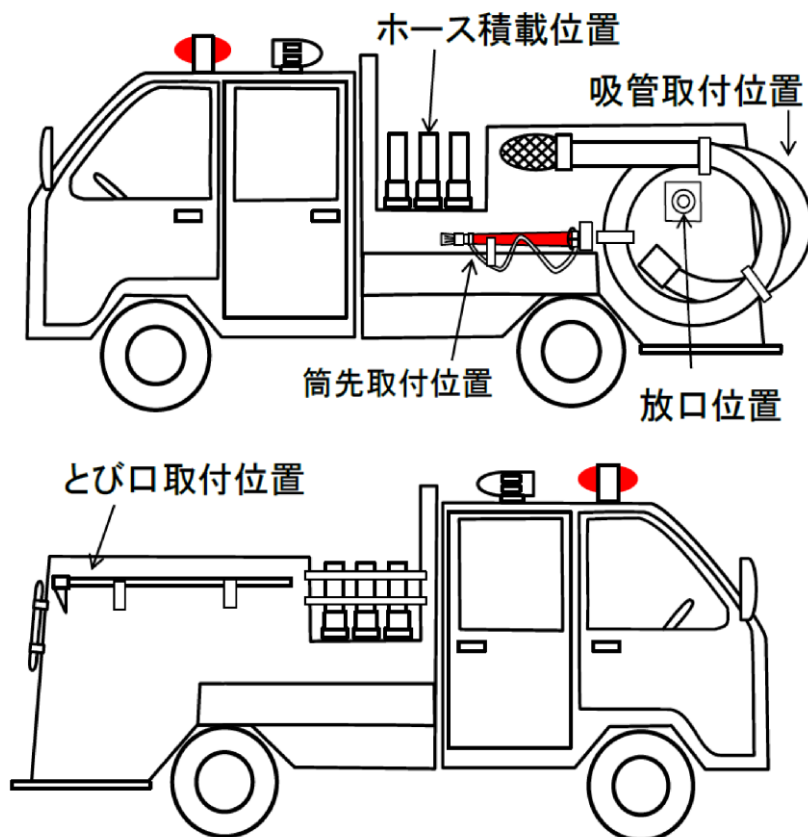
側面 (標的部が倒れた図)



小型ポンプ積載車操作法

1 小型ポンプ積載車各部の名称

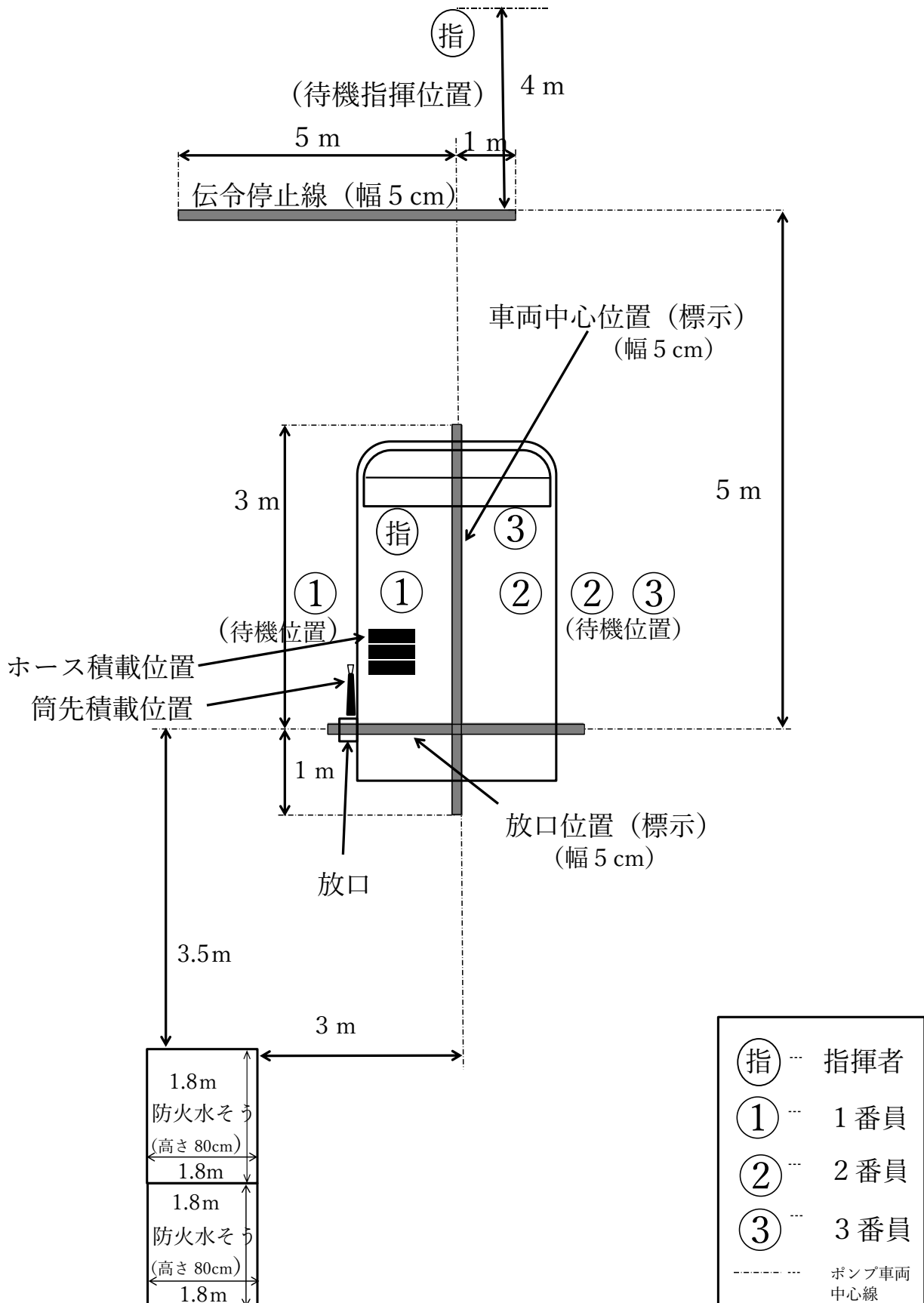
積載品			
ホース (65 mm×20m以上)	3 本	枕木	1 個
吸管 (75 mm×6 m以上)	1 本	とび口 (1.5m以上)	1 本
筒先 (23 型以下の噴霧ノズル付)	1 本	吸管ひかえ網 (10 mm×8m以上)	1 本
車輪止め	1 対		



2 器材のセッティング

- (1) 積載ホースはめす金具を手前にし、メス金具が浮かないように3本を積載する。
(ホースの間隔は問わない。)
- (2) ホース積載位置が高いこと等により、ホースの取り出しが困難な場合は、金具を外す等の最小限の工作をしてもかまわない。
- (3) 輪ゴムを使用せず、控綱を束ねて結着のみで籐かごに取り付けてもよい。
- (4) 出場車両は、サイドミラーを倒した状態で競技を行わない。
- (5) 出場車両は、窓を全開にする。

3 小型ポンプ積載車操作の待機位置等



4 小型ポンプ積載車操法実施要領

実施項目	待機	細項目	—	区分	—
<p>指揮者 待機指揮位置で、火点方向を向いて「整列休め」の姿勢で待機する。</p> <p>各隊員 待機位置（1番員は車両助手席側後部ドア横、2番員3番員は車両運転席側後部ドア横の乗車しやすい位置）に火点方向を向いて「整列休め」の姿勢で待機する。</p>					

実施項目	点呼	細項目	—	区分	—
<p>指揮者 合図により待機指揮位置で回れ右をし、各隊員に対して相対した後、「気をつけ」の号令をかけ隊員を基本の姿勢にし、「番号」と号令する。</p> <p>各隊員 指揮者の「番号」の号令で1番員から順次各自の番号を呼唱する。</p>					

実施項目	開始報告	細項目	—	区分	—
<p>指揮者 待機指揮位置で回れ右をし、報告受領者に挙手注目の敬礼を行い、「〇市町村消防団、第〇分団、第〇部、ただいまから小型ポンプ積載車操法を開始します。」と報告し、挙手注目の敬礼を行った後、回れ右をする。</p> <p>各隊員 指揮者の開始報告中は、基本の姿勢で待つ。</p>					

実施項目	想定付与	細項目	—	区分	—
<p>指揮者</p> <p>「火点は前方の標的、水利は小型ポンプ積載車左側後方防火水そう、手びろめによる二重巻ホース一線延長」</p> <p>各隊員</p> <p>基本の姿勢で指揮者の想定を受ける。</p>					

実施項目	乗車	細項目	—	区分	—
<p>乗車時ドアを開放（全開の必要はない。）し、車両への乗り込みは 三点支持を励行すること。</p> <p>指揮者</p> <p>「乗車」と号令し、各隊員の乗車を確認した後、速やかに乗車する。</p> <p>各隊員</p> <p>指揮者の号令で1番員は、そのまま右向け右をし、2番員はそのまま左向け左をし、3番員は半ば左向け左をし、速やかに乗車する。（各隊員同士で動作を合わせる必要はない。）指揮者1番員2番員3番員は車両の走行に対応できる姿勢をとる。</p>					

実施項目	下車	細項目	—	区分	—
<p>下車時のドア開放は、窓から目視で後方確認後、二段操作（少し開け、後方を確認する。）で開放する。（全開の必要はない。）ドアは勢い任せで閉めず、最後までドアから片方の手を離さない。</p> <p>指揮者</p> <p>乗車後直ちに各隊員の乗車状況を確認し、「操作始め」と号令し、3番員の「よし」の合図後、ドアを開放させ下車する。</p> <p>1・2番員</p> <p>3番員の「よし」の合図後、ドアを開放させ下車する。</p> <p>3番員</p> <p>指揮者の「操作始め」の号令により、サイドブレーキを引き（確認）「よし」と呼唱し、ドアを開放させ下車する。</p>					

実施項目	第1線延長	細項目	ホース延長	区分	指揮者
<div data-bbox="188 360 355 409" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ホース延長</div> <p data-bbox="188 427 1513 674">下車後、筒先積載部にいたり筒先を取りはずし筒先を背負い、さらに右手で積載ホース（第3ホース）のめす金具部を、左手でめす金具の反対側を保持し、めす金具部が上部斜め前方になるように左肩上に乗せ、めす金具部を左手に持ち替え右手をおろして火点方向に向きを変え、足を引きつけることなく発進し、積載車左側を通過して第1、第2ホースの延長距離を考慮して火点に向かって前進する。</p> <p data-bbox="188 696 1513 835">第3ホース展張地点にいたり、左手（めす金具部を持ったまま）を下げると同時に右手でめす金具部を持ち替え、左手でめす金具の反対側を保持しめす金具が手前になるように肩からおろして地面に立て、展張する。</p> <div data-bbox="188 902 323 952" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">筒先結合</div> <p data-bbox="188 969 1513 1167">次いで右手はおす金具を持ったまま左足を軸に身体を右回りに反転させ、おす金具を左足近くに置き、身体を起こして筒先を第3ホースと結合して確認し、左手でプレイパイプ上部を持ち、右手で取手を握ると同時にホースから左足を離して（右足を軸）火点側へ1歩踏み込み基本注水姿勢をとる。</p>					

実施項目	ホース延長	細項目		区分	指揮者
<p>1番員が第2ホースを延長し、第3ホースに結合して姿勢を正した時点で1番員に対し「放水始め」と呼唱し、1番員の復唱後、火点に向かっておおむね15メートル前進し、左上腕と腹部で筒先を抱え込み、折りひざ又は折りひざに準じた姿勢で右手でホースをたぐり寄せ、これを右手で持って立つと同時に右足を1歩大きく踏み出し、半円を描くように広げ、おおむね5メートルの余裕ホースをとり、(後方におおむね1メートルの注水補助ができる場所をつくる。)基本注水姿勢をとる。</p> <p>次いで右手を筒先から離さないように滑らせながらプレイパイプの中央付近へ移動し、筒先を右腋下と右腕で完全に抱え左手を筒先から離さず滑らせながらノズルを握り徐々に開き、ノズルが開いたならば左手を離さないように滑らせてプレイパイプ上部を握り、右手もプレイパイプを離さないように滑らせながら取手を握って標的に注水する。</p>					

実施項目	第1線延長	細項目	筒先交替	区分	指揮者
<p>筒先員交替</p> <p>1番員が注水部署にいたり「伝達おわり」と合図したならば「筒先員交替」と号令し、1番員が左斜め前にいたり筒先交替の態勢になったならば、左手をプレイパイプを離さないように滑らせながら取手の方向に一握り下げ、1番員が左手でプレイパイプ上部を握ったならば左足を斜め後方に半歩下げ、左手を離すと同時に取手は右手と腹部に確実に保持し、1番員が右手で取手を握り基本注水姿勢となって「よし」の合図で取手から右手を離し、右足を1歩後方に引き、後方に向きを変え、かけ足行進の要領で発進し、1番員後方付近のホースをまたぎ火点指揮位置(1番員の斜め右前方おおむね3メートル)に火点に向かって停止し、火点の状況を監視する。</p>					

実施項目	第1線延長	細項目	ホース延長 放水開始の伝達 筒先員交替	区分	1番員
------	-------	-----	---------------------------	----	-----

下車後、ホース積載位置にいたり第2ホースを搬送に便利な位置に置き、次いで第1ホースを展張に便利な位置に搬送し、ホースのめす金具が手前になるように地面に立て、展張し、おす金具近くを折って搬送に便利な位置に置き、右足をホースから離すと同時にめす金具を両手で持ち上げ右手でめす金具、左手はホースに持ち替え、おおむね2メートルの余裕ホースを取った後、めす金具を両手で持って放口に結合し確認する。

続いて、折りひざ又は折りひざに準じた姿勢で第2ホースを左肩上当りにつぎ、第1ホースのおす金具を右手に持ち腰につけた後展張ホースの左側に沿って延長し火点に向かって前進する。

第2結合実施場所にいたり、第1ホースのおす金具をその場に置き、第2ホースをめす金具が手前になるように肩から降ろして地面に立て、展張し、第2ホースのおす金具近くを折って搬送に便利な位置に置き、第1ホースと第2ホースを結合し確認する。

次いで第2ホースのおす金具を右手に持ち、腰につけた後展張ホースの左側に沿って延長し、第3結合実施場所にいたり、第2ホースのおす金具をその場に置き、第2ホースと第3ホースを結合し確認して火点の方向に向きを変え、右足を左足に引きつけて基本の勢をとる。(両足かかるとが第3結合部より火点側になる)

つづいて、指揮者の「放水始め」を復唱し、回れ右をして(右足を引きつけることなく)発進し、延長ホースの左側に沿って積載車方向に前進する。

放水開始の伝達

伝令停止線内の位置で3番員に相対して停止し、右手を垂直に上げて「放水始め」と3番員に伝達し、3番員が復唱の手を下ろした後右手を下ろし回れ右をして(右足を引きつけることなく)発進し、延長ホースの左側に沿って指揮者の1歩後方にいたり(左足を一歩踏み出した姿勢)、「伝達終わり」と呼唱する。

筒先員交替

つづいて、指揮者の「筒先員交替」の号令で指揮者の左斜め前方にいたり指揮者の左手付近に左手をそろえ、確実にプレイパイプ上部を握る。

次いで右足を指揮者の右足近くに1歩踏み込むと同時に右手で取手を確実に握り基本注水姿勢をとり「よし」と合図して交替する。

実施項目	第1線延長	細項目	吸管操作 とび口搬送	区分	2番員
<p>下車後、積載車後方に向きを変えて発進し吸管積載部の水利側に右向け止まれの要領で止まり(開脚)、近くの吸管止め金をはずし、3番員から送り出されたストレーナー付近の吸管を両手で受け取ると同時に吸管右側に出て左手は吸管の下から右手は吸管を右腋下に抱えるように持ち替え、伸長方向に向きを変え、3番員の送り出す吸管のよじれをとりながらストレーナー側に重心をかけ、引きずらないように3番員と協力して伸長する。</p> <p>続いて、3番員の「よし」の合図で3番員と歩調を合わせて、右足から2歩半で吸管投入に便利な位置まで進み、吸管をその場に置き、左足を立てた折りひざの姿勢で吸管ひかえ綱を取りはずして(吸管ひかえ綱を固定しておく輪ゴムはそのまま籐かご又は吸管に付けたままとする。)左脇に置き、左手で控綱の根元と端末を持ち、右手で吸管を持って立ち上がり、「よし」と合図して左足を半歩前に踏み出し、3番員の協力で吸管を水利に投入する。</p> <p>続いて、吸管ひかえ綱の端末を左手に持って積載車方向に向きを変え、かけ足行進の要領で発進し、積載車後部にいたり、車両後部のきょう固な位置にもやい結び及び半結び(端末をおおむね10センチメートル残す)で結着した後、まくら木をとり出して吸管投入位置に向きを変えかけ足行進の要領で発進し、まくら木取付位置にいたり、まくら木を吸管の下に敷き、バンドを取り付ける。</p> <p>とび口搬送及び部署要領</p> <p>まくら木取り付け後、とび口積載方向に向きを変え、かけ足行進の要領で発進し、とび口積載部に左向け止まれの要領(開脚)で止まり、とび口柄の中央部付近を左手で下から持ち、右手は上からほぼ肩幅の間隔となるよう持ってとび口をおろし、右に向きを変えると同時にこれを左腋下に抱えて、かけ足行進の要領で発進し、延長ホースの左側に沿って最短距離で破壊地点にいたり、左手で柄の中央部を右手で柄の後部(後端からおおむね10センチメートルを残した位置)を持ってとび口を構える。</p>					

実施項目	第1線延長	細項目	吸管操作	区分	3番員
------	-------	-----	------	----	-----

下車後、積載車後方に向きを変えて発進し吸管積載部の左側に右向け止まれの要領で止まり（開脚）、近くの吸管止め金をはずしストレーナー付近の吸管を2番員に渡した後、吸管伸長が終わろうとするところで吸管を離すことなく吸管中央部にいたり、吸管右側に出て両手で吸管を腰部で持ち、（左手は吸管の下から右手は吸管の上から）ストレーナー側に重心をかけ「よし」と合図し2番員と歩調を合わせて、右足から2歩半で、吸管投入に便利な位置まで進み、2番員の投入合図「よし」で左足を半歩前に踏み出し吸管投入の補助をする。

送水準備

吸管投入補助後、積載車方向に向きを変え、かけ足行進の要領で発進し、ポンプ積載位置にいたりエンジンを始動し、真空ポンプレバーとスロットルバルブを同時に操作し、計器に配意しながら揚水操作を行った後、吸管接地部をまたいで余裕ホース部に停止し、左足を横に開き余裕ホースに配意した後、左足を引きつけ火点に向かって姿勢を正し、回れ右をして発進し、吸管接地部をまたいでポンプ操作及び伝達員に相対するのに便利な位置で火点に向かって姿勢を正し、放水開始の伝達を待つ。

放水開始及び送水操作

1番員の「放水始め」の伝達に右手を垂直に上げて「放水始め」と復唱し、右手を下ろしてポンプ積載位置にいたり、一方の手で放口コックを全開にするまで徐々に開き、同時に計器に配意しながら他方の手でスロットルバルブを操作し、適正圧力を確保した後、再びポンプ操作及び伝達員に相対するのに便利な位置で火点に向かって姿勢を正す。

実施項目	放水中止	細項目	—	区分	指揮者、1番員 2番員、3番員
------	------	-----	---	----	--------------------

指揮者

合図により火点監視の姿勢から1番員の方向に向きを変え姿勢を正して「放水やめ」と号令し、各隊員の操作状況を監視し、2番員が「放水やめ」の伝達後、とび口を立てたのを確認して、火点方向に向きを変え鎮圧状況を監視する。

1番員

指揮者の「放水やめ」の号令で、基本注水姿勢からノズル操作（放水開始時のノズル操作参照）を行って放水中止し「放水やめ」と復唱する。

2番員が3番員に放水中止の伝達を終わって注水部署にもどり、「伝達おわり」の合図で右手を筒先から離さないように滑らせながらプレイパイプの中央付近へ移動し筒先を右腋下にしっかり抱え、ノズルを徐々に開いた後、ノズルを下方に向けて排水し（下向きでノズルを全開にする。）合図によりノズルを完全に閉める。

ノズルから左手をプレイパイプの上部に滑らせながら握り替え、右手でノズルを握り「よし」と合図して左手を離すと同時に左足を右足に引きつけ、筒先を右足ぎわにたてて姿勢を正す。

2番員

1番員の「放水やめ」の合図で「よし」と呼唱して、とび口をその場に置き、身体を起こして後方に向きを変えて発進し、延長ホースの左側に沿って伝令停止線内の位置で3番員に相対して停止し、右手を横水平に上げて「放水やめ」と3番員に伝達し、3番員が復唱の手を下ろした後右手を下ろし、回れ右をして（右足を引きつけることなく）発進し、延長ホースの左側に沿って1番員の1歩後方に停止して、「伝達おわり」と合図し、進行方向に向きを変え破壊地点にいたり、とび口をとり右足ぎわに立てて姿勢を正す。

3番員

2番員の「放水やめ」の伝達に右手を横水平に上げて「放水やめ」と復唱し、右手を下ろし、ポンプ積載位置にいたり、計器に配意しながら一方の手でスロットルバルブを操作し、同時に他方の手で放口コックを徐々に閉じて、再びポンプ操作及び伝達員に相対するのに便利な位置で火点に向かって姿勢を正す。

実施項目	収納	細項目	—	区分	—
<p data-bbox="188 371 325 421">指揮者</p> <p data-bbox="188 434 1508 577">合図により1番員の方向に向きを変え「おさめ」と号令し、1番員が筒先を離脱し、背負うのを確認した後進行方向に向きを変え1番員とともに発進し小型ポンプ積載車方向を向いて待機指揮位置で停止する。</p> <p data-bbox="188 651 300 701">1番員</p> <p data-bbox="188 714 1508 857">指揮者の「おさめ」の号令に「よし」と呼唱し、筒先を第3ホースから離脱し、背負った後指揮者とともに発進し、小型ポンプ積載車左側筒先積載部にいたり、筒先を元の位置に収め待機位置に集まる。</p> <p data-bbox="188 931 300 981">2番員</p> <p data-bbox="188 994 1508 1137">指揮者の「おさめ」の号令に「よし」と呼唱し、とび口を浮かし、回れ右の要領で向きを変えると同時にとび口を左手に持ち替えて左腋下に抱え、第1線第2ホースをまたいでとび口収納位置にいたり、両手でとび口を持ち上げ元の位置に収め待機位置に集まる。</p> <p data-bbox="188 1211 300 1261">3番員</p> <p data-bbox="188 1274 1508 1350">指揮者の「おさめ」の号令に「よし」と呼唱し、ポンプ積載位置にいたりエンジンを停止した後、放口のホースを離脱し伸長させた後待機位置に集まる。</p>					

実施項目	身体、服装の点検	細項目	—	区分	—
<p>指揮者 待機指揮位置に停止した段階で、負傷の有無及び服装の乱れを点検し整える。</p> <p>各隊員 待機位置に集まった順に、各隊員それぞれ負傷の有無及び服装の乱れを点検し整える。</p>					

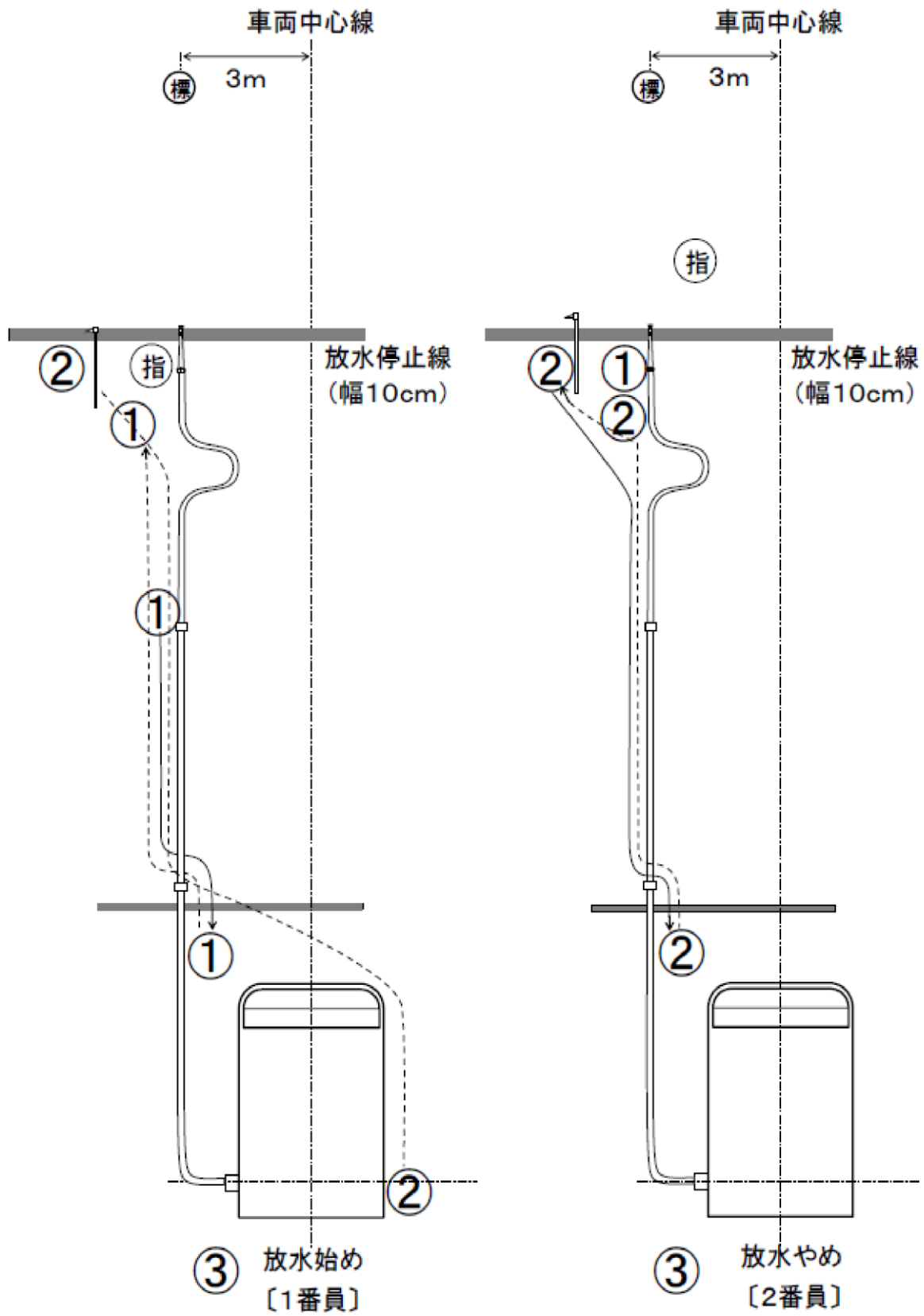
実施項目	点検報告	細項目	—	区分	—
<p>指揮者 各隊員の身体、服装の点検後「点検報告」と号令し、各隊員の点検結果の報告に対しそれぞれ「よし」と呼唱して受領する。</p> <p>各隊員 身体、服装の点検終了後、自主整とんし、指揮者の「点検報告」の号令で1番員から3番員まで順次指揮者に相対し、「○番員異常なし」と報告する。</p>					

実施項目	終了報告	細項目	—	区分	—
<p>指揮者 待機指揮位置で回れ右をし、報告受領者に挙手注目の敬礼を行い、「○市町村消防団、第○分団、第○部、小型ポンプ積載車操法を終了しました。」と報告し、挙手注目の敬礼を行った後、回れ右をし、各隊員に対して相対する。</p> <p>各隊員 指揮者の終了報告中は、基本の姿勢で待つ。</p>					

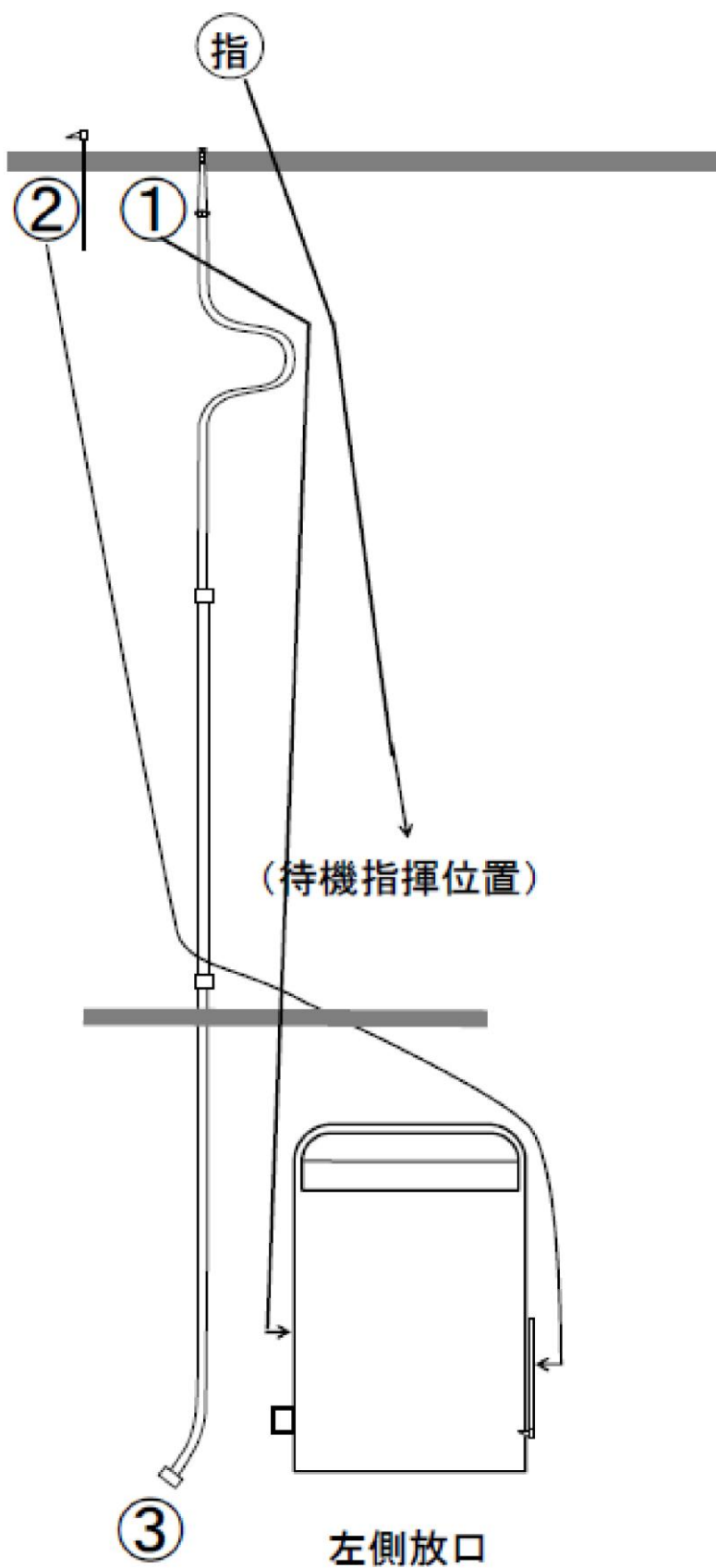
実施項目	解散	細項目	—	区分	—
<p>指揮者 各隊員に対し「わかれ」と号令し、各隊員に答礼し解散させる。</p> <p>各隊員 指揮者の「わかれ」の号令により、一斉に指揮者に相対し挙手注目の敬礼を行い解散する。</p>					

5 経路説明図

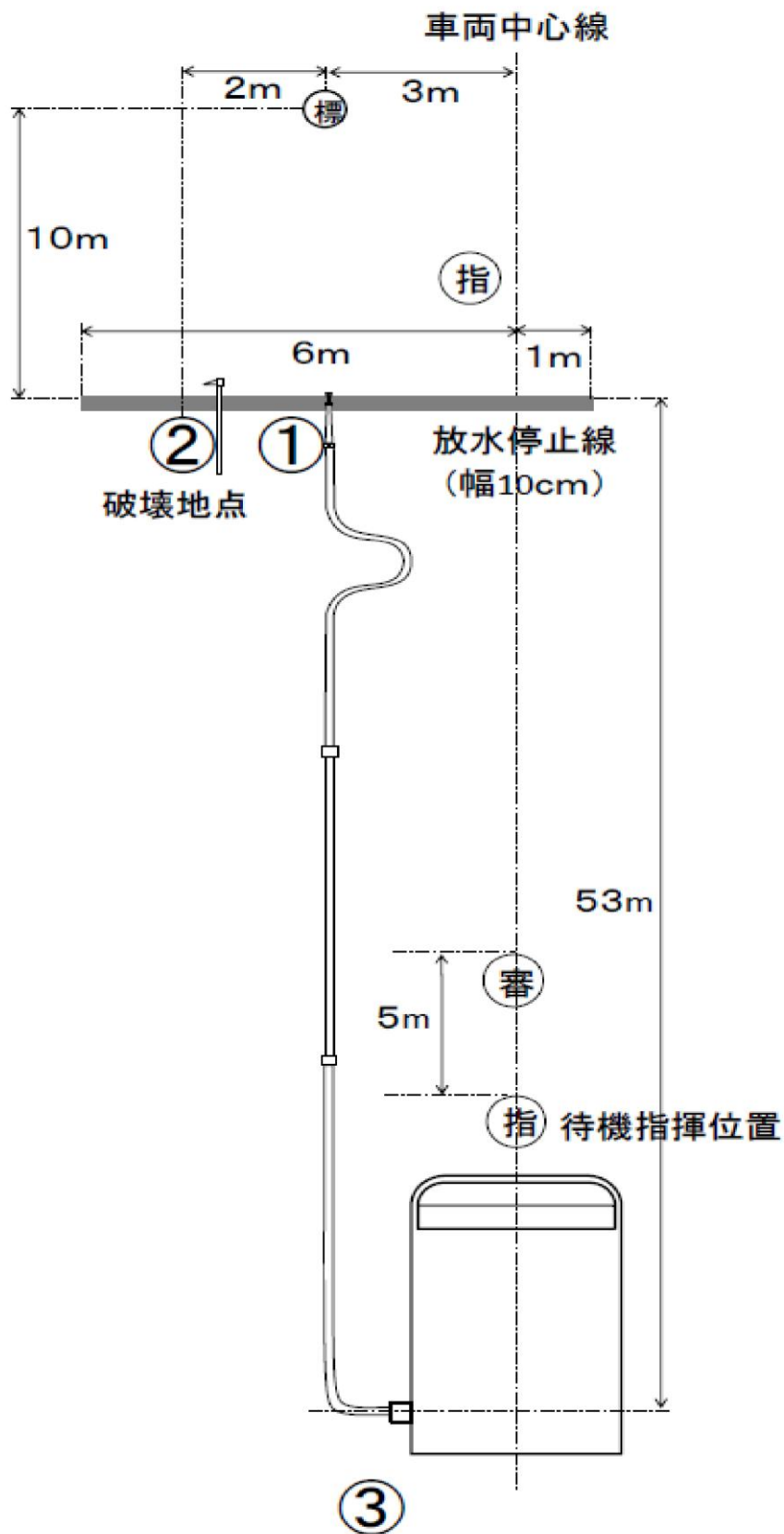
(1) 1. 2番員の経路図



(2) 収納経路図



6 延長体系図

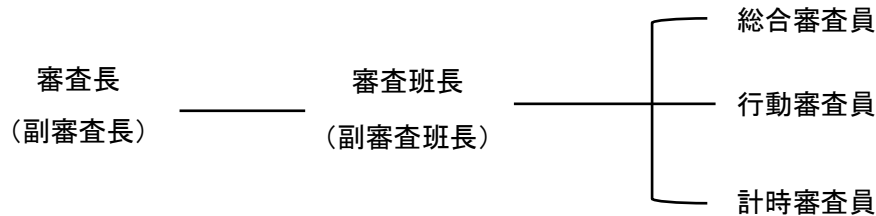


操法審査要綱

1 この要綱は、第41回宮崎県消防操法大会の審査について必要な事項を定める。

2 審査員

- (1) 審査長 宮崎県消防学校長
- (2) 副審査長 宮崎県消防学校教頭
- (3) 審査班長 第41回宮崎県消防操法大会運営委員長が委託する者
- (4) 審査副班長 第41回宮崎県消防操法大会運営委員長が委託する者
- (5) 審査員 第41回宮崎県消防操法大会運営委員長が委託する者
- (6) 審査班の編制



3 審査員所掌事務

- (1) 審査長は、審査員を指揮監督し、審査事務全般を掌理する。
- (2) 副審査長は、審査長を補佐し審査事務に当たる。
- (3) 審査班長は、審査員を指揮して審査の進行を図るとともに、各審査員の審査事項を点検し、採点上の必要な事項について指示する。
- (4) 審査副班長は、審査班長を補佐し進行管理を行うとともに、審査班長に事故ある時はその代理を行う。
- (5) 審査員は、総合審査員及び行動審査員並びに計時審査員とし、審査班長の指揮に従い、審査要領に基づき公正な審査を行うとともに、審査上疑義ある場合は、直ちに審査班長に報告し、その指示区分の審査を行う。
- (6) 計時計測員は、計時審査員の指揮に従い、タイムの計測を行う。

4 消防操法の種別

小型ポンプ積載車操法

- (1) 手びろめによる二重巻ホース1線延長（ホース3本）とする。
- (2) とび口操作及び水出しを付加する。
- (3) 収納は省略する。
- (4) 注水方向変換は省略する。

5 操法要領

「第41回宮崎県消防操法大会小型ポンプ積載車操法実施要領」による。

6 使用消防機械器具

(1) ポンプ、車両及び機材

使用するポンプ、車両及び機材は、原則として持ち込みとする。

(2) ホース

使用圧力 1.3 MPa(13kg/cm²)以上、内径 65 ミリメートル、長さ 20 メートル(金具部分を除く布部分の長さ)以上の消防用ホースとする。

(3) 筒先

23 型以下の噴霧ノズル付、プレイパイプの長さは 60 センチメートル以上のものとする。

(4) とび口

長さ 1.5 メートル以上のものとする。

7 出場隊の服装

(1) 「消防団員服制基準」に定める活動服等とする。

(2) ヘルメット及び手袋を着用する。

(3) 靴は、操法に支障のないものとする。

(4) (1)～(3)について出場隊(補助者含む)ごとに斉一を期する。

(5) ゼッケンを付ける。(指～補)

(6) 階級章は付けなくて良い。

8 審査

「小型ポンプ積載車操法審査要領」による。

操法審査要領

1 審査の範囲

「操作はじめ」の号令から、解散までの間とする。

2 審査の要点

「第4 1回宮崎県消防操法大会小型ポンプ積載車操法実施要領」に基づき各隊員（指揮者を含む。）の操法要領・行動・動作全般並びに有効放水までの所要時間について審査する。その要点は次のとおりとする。

- (1) 士気、規律
- (2) 迅速な行動、動作、チームワーク
- (3) 確実な動作
- (4) 消防用機械器具の精通とその愛護
- (5) 各隊員の安全

3 審査の基準及び方法

(1) 採点方法

各隊員の行動審査得点、計時審査得点及び総合審査得点を加算する方式とする。

(2) 行動審査の採点方法

小型ポンプ積載車操法

各隊員に 15 点を配分し、持点から減点した残りの点数を得点とし、隊員 4 人の点数合計を得点とする。

(3) 計時要領

審査員 3 人で、小数点第 2 位まで計測を行い、計時記録 3 人のうち中間値のものを、決定タイムとする。

(4) 所要時間の採点要領

小型ポンプ積載車操法

ア 所要基準時間

ホース延長	5 5 秒
-------	-------

イ ホース延長操作から有効放水までの所要時間に 20 点を配分し、所要基準時間（15 点とする）を超えた場合、持点から 1 秒につき 1 点減点とし、速い場合、5 秒までの短縮を評価し、1 秒につき 1 点加算し得点とする。

ウ 所要時間は、指揮者の「操作始め」の号令により、3 番員の「よし」の呼唱の「し」から審査員が標的による有効放水と認めた時点までを計時する。

(5) 操作要領、行動、動作の採点要領

別に定める「行動審査表」に基づき、その不確実な事項について各隊員2人の審査員で審査し、最終合計減点数の平均を各隊員の持点から減点した残りの点数を得点とする。

(6) 総合評価（動作全般）の採点要領

下記の「総合審査表」の記載事項に基づき採点する。

小型ポンプ積載車

項目	持点	得点
規律、節度	4	
敏しょう性	4	
士気	4	
安全性	4	
操法要領遵守度	4	
合計	20	

総合審査は、審査班長及び審査副班長2人により行ない、平均点をその隊の総合評価点とする。

4 審査上の基本事項

操法審査は、審査指針に掲げる各項目を遵守し、審査員心得に従って、公平・公正に行うものとするが、審査による不利益等を防止するため、減点が科された行為（例：過不足、延長ホースの著しい障害、操作中のエンジン停止等）の修正に伴う動作・行動については、審査の対象（減点の重複）としないことを原則とする。

ただし、安全性及び器具愛護にかかる部分についてはこの限りでない。

5 失格

(1) 操法実施中、各隊員に不測の事故（負傷者の発生、揚水不能、ホースの離脱等）が発生し、操法の続行が不可能と認められる場合は、90秒を経過した時点（急を要する場合はこの限りではない。）で審査長の判断により、操法の中止を命令し待機位置に集める。

(2) 操法実施区域における出場隊員等による目印設置等の準備行為

(3) 検査印が押印されていない機械器具の使用

(4) 準備位置集合後の小型ポンプ始動

6 順位等の決定

- (1) 行動審査得点、計時審査得点及び総合審査得点を加算し総得点の大なるものを優位とする。
- (2) (1)の総得点と同じ場合は、計時審査の所要時間（100 分の 1 秒まで計時）の速いものを優位とする。
- (3) (1)及び(2)の得点と同じ場合は、「総合審査」の得点の大なるものを優位とする。
- (4) (1)～(3)の方法によっても順位が決定しない場合は、同一順位とする。

7 大会結果通知

各支部代表隊の結果については、「第 4 1 回宮崎県消防操法大会結果通知」を各支部長宛に通知する。

8 異議の申立

審査の結果等については、一切の異議の申立をすることはできない。

操法審查表

総合審査表（小型ポンプ積載車）

出場団名			
審査員		出場順位	

審査項目	持点	得点
規律、節度	4	
敏しょう性	4	
士気	4	
安全性	4	
操法要領遵守度	4	
合計	20	

	検印 1	検印 2
検印欄		

※ 総合審査の解説（各項目の詳細）

- 1：規律、節度 整頓状況、各個動作、部隊行動、誇張等
- 2：敏しょう性 各動作の鋭さ、各動作の流れ、タイムに関係しないところでの手抜き等
- 3：士気 号令、気合、不要な態度等
- 4：安全性 操作の粗さ、ホース搬送（三点支持）、基本注水姿勢、服装の乱れ、転倒、けとばし、器材の落下、踏みつけ等
- 5：操法要領遵守度 ホースライン（送水前）、開始合図前行動、過不足、規定外圧力送水、操法の明らかな誤り、経路の誤り等

※ 総合審査の注意点

- 1 総合審査は、行動審査において判断しにくい部分を総合的に審査するものであり、個別の動作について審査するものではない。
- 2 上記1に基づき、その動作をすることにより有利に働くもの（例：規定外圧力など）について、公平を期すため減点するものとする。
 - (1) 規定外圧力があつた場合は、圧力の大小にかかわらず1点の減点とする。
（すでに機関操作（ポンプ車④・小型③）の部分で5点減点されているため。）
 - (2) ホースラインについては、蛇行の大小にかかわらず1点の減点とする。
（大きく蛇行していれば、展張又は延長時及び送水等影響が出ているため。）
 - (3) 過不足については、行動審査員だけの判断が困難なことから、全体を掌握する総合審査（班長・副班長）が主導で過不足の原因を特定し、誤った審査にならないよう調整する。

計時審査表（小型ポンプ積載車）

出場団名			
審査員		出場順位	

	タイム計測員	A	B	C	決定タイム	得点
区分	ホース延長					

計測は、1/100 秒までとし、計時計測員3人のうち中間値のものを決定タイムとする。

	検印1	検印2
検印欄		

得点換算表第1線

タイム	45	..	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	..	70
得点	20	..	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	..	0

【作成上の注意】

- 1 計時審査員は、決定タイムのみを記入すること。（得点、合計の記入は不要）
- 2 記録員は、合計を記入し、審査集計表への転記終了後に、検印欄に押印又はサインをすること。

行動審査（小型ポンプ積載車）

出場団名			
審査員		出場順位	

操作員	持 点	減 点				得 点 ①—⑤
		審査員 A ②	審査員 B ③	計 ②+③=④	平 均 ④÷2=⑤	
指揮者	15					
1番員	15					
2番員	15					
3番員	15					
得点合計	60					

	検印 1	検印 2
検印欄		

小型ポンプ積載車（指揮者）			
出場団名		出場順位	
審査員			

審査項目	減点項目	減点		審査項目	減点項目	減点	
下 車	号令の不明確、誤り	1		筒先員交替	号令の不明確、誤り	1	
	③の呼唱前に行動開始	3			交替要領不定	1	
	下車要領不適	1		監 視	指揮位置不適	1	
第 1 線延長	筒先搬送要領不適	1		放水中止	号令不明瞭	1	
	第 3 ホース搬送要領不適	1			監視不適	1	
	第 3 ホース展張要領不適	1		収 納	号令の不明瞭、誤り	1	
	筒先結合要領不適	1			確認不適	1	
	呼唱の不明瞭、誤り	1			指揮位置不適	1	
	第 3 ホース延長要領不適	1		服 装 点 検	服装点検不適	1	
	余裕ホース確保不適	1		点 検 報 告	号令の不明確、誤り	1	
	基本注水姿勢不適	1			報告受領の不適	1	
	筒先位置不適（停止線無視）	1		終 了 報 告	不明確、誤り	2	
	ノズル操作要領不適	1		解 散	号令の不明確、誤り	1	
注水姿勢不安定	1		そ の 他 (1回につき)	任務分担外操作	3		
				転 倒	3		
				踏みつけ、落下、けとばし等	3		
				経路不適	1		
減点小計				減点小計			

	検印 1	検印 2
検印欄		

持点	減点	得点
15		

【作成上の注意】

- 1 行動審査員は、採点欄のみを記入すること。（減点合計の記入は不要）
- 2 記録員は、得点を記入し、審査集計表への転記終了後に、検印欄に押印又はサインをすること。

小型ポンプ積載車（1 番員）			
出場団名		出場順位	
審査員			

審査項目	減 点 項 目	減点	採点	審査項目	減 点 項 目	減点	採点	
下 車	③の合図前に行動開始	3		筒先員交替	交替要領不適	1		
	下車要領不適	1			注水姿勢不安定	1		
第1線延長	第1ホース展張要領不適	1				筒先位置不適（停止線無視）	3	
	余裕ホース確保不適	1		放水中止	ノズル操作要領不適	1		
	第1結合要領不適	1			合図不明確、誤り	1		
	第1ホース延長要領不適	1			排水操作不適	1		
	第2ホース搬送要領不適	1		収 納	呼唱の脱落	1		
	第2ホース展張要領不適	1			筒先離脱要領不適	1		
	第2結合要領不適	1			筒先搬送要領不適	1		
	第2ホース結合要領不適	1			筒先収納不適	1		
		第3結合要領不適	1		服 装 点 検	服装点検不適	1	
		復唱の不明確、誤り	1		報 告	不明確、誤り	1	
		ホースの修正脱落	2		解 散	要領不適	1	
		呼唱の不明確、誤り	1		そ の 他 (1回につき)	任務分担操作外	3	
		伝達要領不適（始め）	1			転倒	3	
		伝達線外伝達	3			踏みつけ、落下、蹴飛ばし等	3	
	伝達要領不適（終わり）	1		経路不適		1		
減点小計				減点小計				

検印欄	検印1	検印2

持点	減点	得点
15		

【作成上の注意】

- 1 行動審査員は、採点欄のみを記入すること。（減点合計の記入は不要）
- 2 記録員は、得点を記入し、審査集計表への転記終了後に、検印欄に押印又はサインをすること。

小型ポンプ積載車（2番員）			
出場団名		出場順位	
審査員			

審査項目	減点項目	減点	採点	審査項目	減点項目	減点	採点
下 車	③の呼唱前に行動開始	3		放水中止	呼唱の脱落、不明確、誤り	1	
	下車要領不適	1			伝達要領不適（水利側）	1	
第1線延長	止め金開放不適	1				伝達要領不適（火点側）	1
	吸管伸張操作不適	1		収 納	呼唱の脱落	1	
	吸管投入操作不適	1			とび口搬送要領不適	1	
	控網結着不適	1			とび口収納不適	1	
	枕木取付け不適	1		服 装 点 検	服装点検不適	1	
	とび口搬送要領不適	1		報 告	不明確、誤り	1	
	とび口位置不適	1		解 散	要領不適	1	
	姿勢不適	1		そ の 他 (1回につき)	任務分担外操作	3	
			転倒		3		
			踏みつけ、落下、蹴飛ばし等		3		
			経路不適		1		
			減点小計			減点小計	

検印欄	検印 1	検印 2

持点	減点	得点
15		

【作成上の注意】

- 1 行動審査員は、採点欄のみを記入すること。（減点合計の記入は不要）
- 2 記録員は、得点を記入し、審査集計表への転記終了後に、検印欄に押印又はサインをすること

小型ポンプ積載車（3 番員）			
出場団名		出場順位	
審査員			

審査項目	減 点 項 目	減点	採点	審査項目	減 点 項 目	減点	採点
下 車	合図脱落	3		放 水 中 止	放水中止の受達不適	1	
	下車要領不適	1			放水停止要領不適	2	
第 1 線延長	止め金開放不適	1		収 納	呼唱の脱落	1	
	吸管伸長操作不適	1			機関操作不適	2	
	吸管投入補助不適	1			第 1 ホース離脱不適	1	
	揚水操作不適（機関運用）	2		服 装 点 検	服装点検不適	1	
	予備送水実施	5		報 告	不明確、誤り	1	
	余裕ホース配意不適	1		解 散	要領不適	1	
	放水開始の受達不適	1		そ の 他 (1 回につき)	任務分担外操作	3	
	送水操作不適	2			転 倒	3	
	規定外圧力送水	5			踏みつけ、落下、けとばし等	3	
			経路不適		1		
			機関監視不適		1		

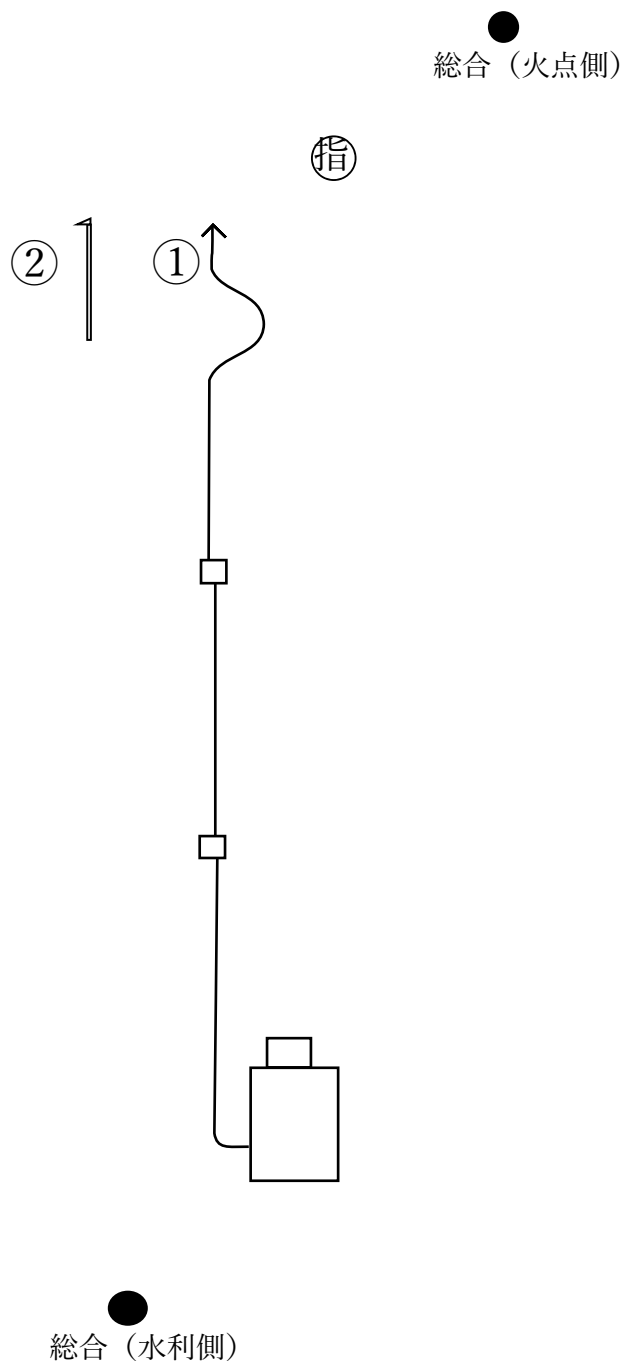
検印欄	検印 1	検印 2

持点	減点	得点
1 5		

【作成上の注意】

- 1 行動審査員は、採点欄のみを記入すること。（減点合計の記入は不要）
- 2 記録員は、得点を記入し、審査集計表への転記終了後に、検印欄に押印又はサインをすること。

【小型ポンプ積載車操作法】



備考

- ・ 第 1 線延長側を示す。
- ・ 総合水利側審査員は水利側から、総合火点側審査員は火点側から全体が見渡せる位置とする。
- ・ 指は火点指揮位置を示す。

(審査担当表)

審査種別	審査員数
	小型ポンプ 積載車
総合審査	審査班長を含む 2 人
指揮者	2 人
1 番員	2 人
2 番員	2 人
3 番員	2 人
計時	3 人 (計測員 2 人含む)
計	13 人

※計測員は消防学校初任科学生

審 査 集 計 表

（ 小 型 ポ ン プ 積 載 車 ）

出場団名			
記録員		出場順位	

区 分	持 点	得 点	特 記 事 項
総 合 審 査			
計時審査 第 1 線 延 長			
行 動 審 査			
合 計			

	検印 1	検印 2
検印欄		

【作成上の注意】

- 1 この表は、記録員が総合審査表、計時審査表、行動審査表（総括）から転記して作成すること。
- 2 記録員は、総計を記入した後に、検印欄に押印又はサインをすること。

文書番号

令和8年8月 日

(公財) 宮崎県消防協会

〇〇支部長 殿

第〇〇回宮崎県消防操法大会審査長

(宮崎県消防学校長)

第〇〇回宮崎県消防操法大会結果通知書

このことについて、操法審査要領の「7 大会結果通知」に基づき貴支部代表隊の結果概要を下記のとおり通知します。

記

小型ポンプ積載車操法の部

出場団名	
------	--

延長タイム	総合得点	備考

消防操法統一事項

1 統一事項

(1) 出場隊共通事項

- ① 出場隊の服装は、「消防操法大会実施要綱」の定めを遵守し、努めて質素なものとする。
- ② 新しい活動服で襟の部分までボタンがある場合は、第1ボタンをはずしてもよいものとする。
- ③ 送水圧力計を一定圧以上あがらないようセットするなどの工作は、しないこと。疑わしい場合は審査班長の判断で、競技終了後に試験を実施して失格等の措置をとる。

(2) ポンプ車・小型ポンプに関する共通事項から引用

- ① 指揮者が開始報告、終了報告したとき、受礼者は「よし」と答える。(20回)
- ② 放水停止線等について「停止線等の足の例示図」のとおりとする。
- ③ 筒先の取手等を持って走らない。(11回)
- ④ 筒先を担ぐときは、プレイパイプ上部を持って担いでもよいが、左手は背負いひもの中央とする。(20回)
- ⑤ 吸管搬送時、体の向きはストレーナー側とし、顔の向きは水利側とする。
- ⑥ 補助員の吸管投入補助時機及び操作は籐かごが水面についた時点から押し込む等の操作をしてもかまわない。(20回)
- ⑦ 吸管投入後の吸管は蛇行した状態でもよい。
- ⑧ 吸管控綱の余剰部分の処理については、規定しない。長さの計測は、行わないこととする。(20回)
- ⑨ 控綱が何かにひっかかったり、結びが出来てしまった場合は、担当の番員が修正する。(20回)
- ⑩ 控綱の端末の取り付け位置は籐かご付近でよい。
- ⑪ 吸管補助員は、枕木取り付けのため2番員が吸管に手をかけた時点で吸管を持ち上げてよい。
- ⑫ 枕木に吸管と控綱を一緒に取り付けないこと。(20回)
- ⑬ ホースに足が触れた程度では蹴飛ばしとはみなさない。又、スロットル調整時、ホースに接触してもよい。(20回)
- ⑭ ホース展張時、左手はホースに添えとなっているが、親指は上から押さえてもよい。(20回)
- ⑮ ポンプ側でおおむね2メートルの余裕ホースを取るときは、ホースに配慮するとき後方に引いて確保し、放口に結合してもよい。(20回)

- ⑩ 火点側余裕ホース修正に伴うホースの引きずりについては結合金具が移動しない範囲であればよい。
- ⑪ ホースの結合後、操作員はおす金具付近を踏んだ状態のまま発進してはいけない。(11 回)
- ⑫ ホースの展張、ホースの結合離脱、筒先の結合離脱時の足先とは、土踏まずにかかってもよいものとする。結合確認は、はかま部分で行うが、親指が金具にかかってもよい。(21 回)
- ⑬ ホースに沿う場合は、おおむね 1 メートル以内に体があればよい。(20 回)
- ⑭ 全てのホースにおいて、ホース展張の際、左右にそれた場合は、ホースに沿って走らなければならない。
- ⑮ 伝令と復唱は、重複してはならない。(合図も含む) (20 回)
- ⑯ 筒先員が火点側の余裕ホースを作成する際、ホースをたぐり寄せる時は後方（ポンプ側）を見ながらたぐり寄せてもよい。(20 回)
- ⑰ 筒先担当員が余裕ホースを取った後の継ぎ足はしなくてもよい。(20 回)
- ⑱ 筒先員が余裕ホースを取った後前進する場合は、基本注水姿勢に準じた姿勢とする。(11 回)
- ⑲ 指揮者の火点指揮位置の「①の斜め右前方、おおむね 3 メートル」とは、1 番員の左右足位置に関係なく、斜め右前方、おおむね 3 メートルあればよい。(20 回)
- ⑳ 指揮者の火点状況監視・鎮圧状況監視は、目視でもよいものとする。(20 回)
- ㉑ ノズル操作時、右手を中央付近に移動させ筒先を抱えるが、確実に抱えるため中央からずれても左右の手が離れていれば中央とみなす。(20 回)
- ㉒ とび口を地面に置く時や地面から拾い上げるときは両手（交差してもかまわない）で行う。(20 回)
- ㉓ ポンプのボタン式等自動揚水装置は、使用してもよいものとする。なお、使用した場合は、あえて手動揚水動作は必要ない。(22 回)
- ㉔ 真空時及び筒先閉鎖時、一時的にゲージが圧力 0.4 MPa(4kg/cm²)を超えてもよい。(11 回)
- ㉕ 計器の振れについては、振れの中心で圧力の確認をする。(20 回)
- ㉖ 標的を落とした後の圧力及び筒先員交替時の圧力は下げてはいけない。(11 回)
- ㉗ 収納以前にエンジンが停止した場合、再始動すること。
- ㉘ 機関員が余裕ホースを配意する場合は、いったん火点に向いて姿勢を正し、右(左)足を横に開き配意すること。(22 回)

- ③⑤ 第1線延長、第2線延長及び放水中止時において、放口コックを全開または全閉する場合は、徐々に開閉するものとし、急速にコックを開閉しないこととする。(25回)
- ③⑥ ホースの展張要領は、「右足先でめす金具近くを押さえ、右手でおす金具を確実に保持し、左手はホースに添えて展張方向を定め、前方へ転がして展張する。」となっているが、前方に転がす前までに、右手・左手・右足先の3点が完了していればよい。(29回)
- ③⑦ 点検報告では、各隊員は指揮者に相對する。指揮者は各隊員の報告に頭を動かし受領する。(29回)

(3) ポンプ車に関する事項から引用

- ① 下車時、火点監視は必要ない。(20回)
- ② 下車時の体の向きは火点側、車体側のいずれに向いてもよい。
- ③ ホースを積載部から取るときは、引き寄せる等の操作をしてもかまわない。また、動作については規定しない。ただし、担ぎ方は実施要領どおりとする。(20回)
- ④ 2、3番員の第2ホースを「搬送に便利な位置に置き」とは、第1ホースの左右どちら側の位置でもよいものとする。(20回) (※2・3番員を1番員と読み替え)
- ⑤ 吸管伸長時、タイヤハウス上の吸管受け、ステップ上の吸管受けから吸管を外す必要はない。また、ウインカー等のボックス上を伸長してもよい。(20回)
- ⑥ とび口の積載位置が高く、ステップ等に乗らなければ、とび口を取ることが出来ない場合は、安全第一な方法でステップ等に乗って取り外し、両足が地面に着いた以降「操法実施要領」による、とび口を持った構えをすればよいものとする。(20回) (※とび口は積載位置に固定せず、固定金具の上部に置いた状態を定位とする。)
- ⑩ 使用するポンプ車は、必ず事前審査を受けることとする。(24回)
(※写真審査の実施)

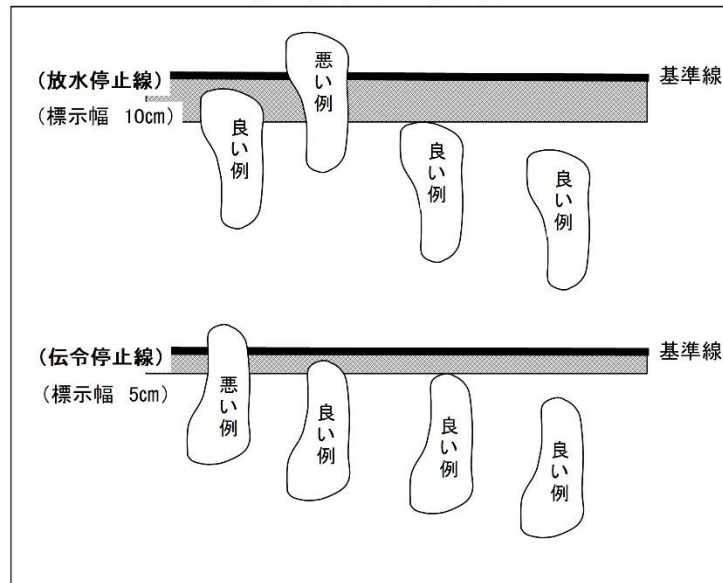
(4) 小型ポンプに関する事項から引用

- ⑥ 筒先員交替の時機は標的を倒した後とする。
- ⑦ 筒先員交替時、指揮者が左足を斜め後方に半歩下げるとなっているが、1番員の左足横付近でもよい。(20回)
- ⑧ 筒先員交替時、1番員が「右足を指揮者の右足近くに1歩踏み込むと同時に右手で取手を確実に握り」となっているが、取手を握るのが先になってもよい。(25回)

(5) 小型ポンプ積載車に関する特記

- ① 積載ホースはめす金具を手前にし、めす金具が浮かないように3本を積載する。
(ホースの間隔は問わない)
- ② ホース積載位置が高いこと等により、ホースの取り出しが困難な場合は、金具を外す等の最小限の作業をしてもかまわない

停止線等の足の例示図



2 審査細目

(1) ポンプ車・小型ポンプに関する共通事項から引用

※以降、各事項末尾のカッコ書きについては減点等の項目とする。

- ① ホース延長時、第1、第2ホース操作員が第3ホースを引き寄せる等の作業をする必要が出てきた場合には、その原因を発生させた操作員を減点する。(操作員により減点項目は異なる。)
- ② 第1ホース延長時、延長地点を間違え余裕ホースがなくなった場合は減点する。
(「延長要領不適」、「余裕ホース確保不適」)このような状態であっても、機関操作員はホースに触れさえすれば、配意したとみなし減点しない。
- ③ 機関操作員が余裕ホースに配意する際、第1ホースのよじれ等を修正してもよい。
ただし、第2結合金具が移動(引きずり)した場合は減点する。(「踏みつけ、落下、けとばし等」)
- ④ 筒先操作員が「放水始め」と合図し、伝令の復唱を確認する前に火点に向かって前進した場合は減点する。(「第3ホース延長要領不適」)
- ⑤ 通水前に火点側余裕ホースに半回転等のよじれ等が多少あっても減点しない。ただし、通水前に筒先操作員と余裕ホース間の直線部分がおおむね1メートル確保されていない場合は減点する。(「余裕ホース確保不適」)
- ⑥ 送水前の「ホースのよじれ」については、延長ホースの一地点において、一回転以上のよじれが発生又はホースが渦巻状等に交錯した場合は、送水に支障があるものとして減点する。また、ホースの延長ラインは、全体的な、「蛇行」「弛み」「よじれ」等について審査し、不適当な場合は減点する。(「展張要領不適」)
- ⑦ 放水中の筒先操作員の「ふらつき」とは、右手が腰部から離れた場合、又は足の踏み換え等が生じるなど地面を移動した場合をいい、当該行為が認められる場合は減点する。(「注水姿勢不安定」)
- ⑧ 筒先操作員の排水操作終了後、「右手でノズルを握り」とは、右手でノズルを横から握り、右足ぎわに置いて立ち上がるものとする。ただし、姿勢を正したときに、筒先が地面から浮いてしまう場合は、筒先を置いた後、右手でノズルを上から握っても良いものとし、これらの動作が適正に行われなかった場合は減点する。(「排水操作不適」)
- ⑨ ホース延長の際、第2結合部の停止要領は、操法実施要領の8操法実施上の基本的事項(1)ウのただし書きのとおりの流れでよいものとするが、第3結合部では確実に停止した後、左手をおろし節度をつけるものとし、これらの動作が適正に行われなかった場合は減点する。(「第2ホース延長要領不適」)
- ⑩ とび口の長さは、1.5メートル以上あればよい。そのため破壊地点におけるとび口の構えは、左手で柄を持つ位置が中央からずれても、左腕が、水平であれば良いもの

とする。また右手は、柄の後端からおおむね 10 センチメートル残した位置を握るものとし、これらの動作が適正に行われなかった場合は減点する。（「姿勢不適」）

- ⑪ ホースを結合する際、第 3 結合部において、第 2 ホースと第 3 ホースが離れている場合や重なりが生じている場合は、第 3 ホースめす金具を第 2 ホースおす金具付近に両手で持ってきて、一旦結合位置に置き（節度は問わない）、その後、ホース結合要領に従って結合する。これらの結合要領が適正に行われなかった場合は減点する。（「第 3 結合要領不適」）
- ⑫ 筒先からの放水方向が上下左右に 1 メートル以上ぶれた場合は減点する。（「注水姿勢不安定」）
- ⑬ 吸管伸長時に、吸管が地面に接した場合は減点する。（「吸管伸長操作不適」）
- ⑭ 各結合要領を操法実施要領に基づき円滑に実施しない場合は減点する。（「結合要領不適」）
- ⑮ 号令に誤り等があった場合は、正しく訂正されても減点する。（「号令の不明確、誤り」）
- ⑯ 操法実施中、各番員は極端な誇張又は敏しょう性や士気に欠ける等の不自然な動作は、行わないこととする。（総合審査で評価）
- ⑰ 実施要領に記載のない逸脱した行為があった場合（減点項目に該当がない場合）は、前後の動作を含めてそれに相応しい項目で減点する。
- ⑱ ホース展張時は、身体及び左足先を火点側に向けるものとし、これらの動作が適正に行われなかった場合は減点する。（「展張要領不適」）
- ⑲ 第 2 ホース延長の際は、おす金具を腰に付けた後に左手を体側から腰に上げるものとし、これらの動作が適正に行われなかった場合は減点する。（「延長要領不適」）
- ⑳ 標的を落とした後や筒先員交替時に、筒先員のふらつき防止や筒先ぶれ防止を目的とするような減圧をした場合には減点する。（③番員「規定外圧力送水」）
- ㉑ 計時審査対象外部分のかけ足の速度は、消防訓練礼式のかけ足の歩調以上とする。（総合審査で評価）
- ㉒ 注水後のホースの修正は、注水補助をする場所を確保できていない場合やホースのよじれ等により著しく注水に支障がある場合に行い、競技の遅延につながるような不必要なホースの修正は行わないものとする。（総合審査で評価）

(2) ポンプ車に関する事項から引用

- ① 上限圧力設定機能（定圧送水装置）の付いている機種を使用しても、放水中一時的に規定圧力を越えれば減点する。（「規定外圧力送水」）
- ② 大会に使用する車両は必ず事前審査を受けることとし、事前審査を通過した状態で車両を出場させるものとする。（総合審査で評価）

(3) 小型ポンプに関する事項から引用

- ① 揚水時、ポンプが著しく動くと減点する。〔「揚水操作不適」〕
- ② 操法に使用する機械器具の不要な工作やぎ装をしてはならない。(総合審査で評価)

審査指針

- 1 審査は、誰が見ても「目で見てわかる」結果主義の審査を第一とし、審査員の主観及び心象で審査を行ってはならない。
- 2 行動審査は、「第〇〇回宮崎県消防操法大会操法実施要領」に基づき「隊員別審査表」の各減点項目について審査を行い、その要点は、不確実な操法についてのみ減点を行い、特に決まりのない動作、行動からは減点しない。
- 3 総合審査は、「第〇〇回宮崎県消防操法大会操法実施要領」に基づき「総合審査表」の各項目について審査を行い、その要点は、操法全般における規律及び節度、安全性、ホースラインの形状、操法遵守度等について総合的な判定を行い審査する。
- 4 審査上の疑義判断は、「審査要領」「実施要領」により行い、操法の精神を逸脱しないようにする。

審査員心得

- 1 審査員は、各消防（局）長から最適任者として推薦された者であることを自覚し、自信を持って審査に当たること。
- 2 審査員は、卓越した知識、技能を発揮し、審査に当たっては、厳正かつ公平を期すること。
- 3 審査員は、大会運営の一員として、誤解を招くような言動を厳に慎み、円滑な審査運営に努めること。
- 4 審査で得た情報は、一切口外してはならない。